

社会福祉法人 滝沢市社会福祉協議会 評議員及び役員等の報酬等に関する規程

(沿革) 平成3年3月18日制定
平成5年2月20日一部改正
平成6年3月9日一部改正
平成8年3月25日一部改正
平成8年9月27日一部改正
平成9年2月13日一部改正
平成14年3月19日一部改正
平成14年5月24日一部改正
平成16年3月18日一部改正
平成16年9月1日一部改正
平成17年3月17日一部改正
平成19年3月2日一部改正
平成25年12月17日一部改正
平成29年6月22日一部改正
平成31年3月26日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人滝沢市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員及び役員等に対する報酬及び旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員及び役員等)

第2条 前条に規定する評議員及び役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 会長、副会長、常務理事及び理事並びに監事
- (3) 評議員選任・解任委員会委員
- (4) 各種委員会等の委員
- (5) 心配ごと相談員
- (6) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会の評議員及び役員等の報酬等は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬を年額で受ける役員等の就任の日が月の中途である場合は、年額を12月で除し、さらにその一月の現日数をもって除し、日割計算によって支給する。

2 報酬を年額で受ける役員等が退任又は死亡したときは、前項に準じて報酬を支給する。

3 日額報酬を受取る役員等の報酬は、同一日に複数の会議が招集された場合1回分のみの支

給とする。

(重複支給の禁止)

第5条 理事たる常務理事が、本会事務局規程第2条に規定する事務局長を兼務する場合は、この規定によらず、本会常務理事が兼務する事務局長の給与及び勤務態様等に関する規則を適用するものとする。

(旅費)

第6条 本会の評議員及び役員等の旅費は、次のとおり支給する。

- (1) 会議等出張旅費は、「事務局職員旅費規程」を準用する。
- (2) 役員等が招集に応じ、本会の業務のため又は研修、視察を目的とする旅行の場合の費用弁償支給については、打ち切り旅費として支給することができる。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成3年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成5年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成8年3月26日から施行する。
5. この規程は、平成8年9月27日から施行する。
6. この規程は、平成9年2月13日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
7. この規程は、平成14年4月1日から施行する。
8. この規程は、平成14年5月24日から施行する。
9. この規程は、平成16年4月1日から施行する。
10. この規程は、平成16年9月1日から施行する。
11. この規程は、平成17年3月17日から施行する。
12. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
13. この規定は、平成26年1月1日より施行する。
14. この規程は、平成29年6月22日から施行する。ただし、年額で報酬が規定されている区分については、平成29年4月1日から適用する。
15. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	区 別	報 酬 額
会 長	年 額	180,000円
副 会 長	年 額	42,000円
理 事	日 額	3,500円
監 事	日 額	3,500円
評 議 員	日 額	3,500円
評議員選任・解任 委員会委員	日 額	3,000円
くらしの相談員	日 額	会長が予算の範囲で定める額
各種委員	日 額	会長が予算の範囲で定める額
その他会長が必要と認めた者	日 額	会長が予算の範囲で定める額